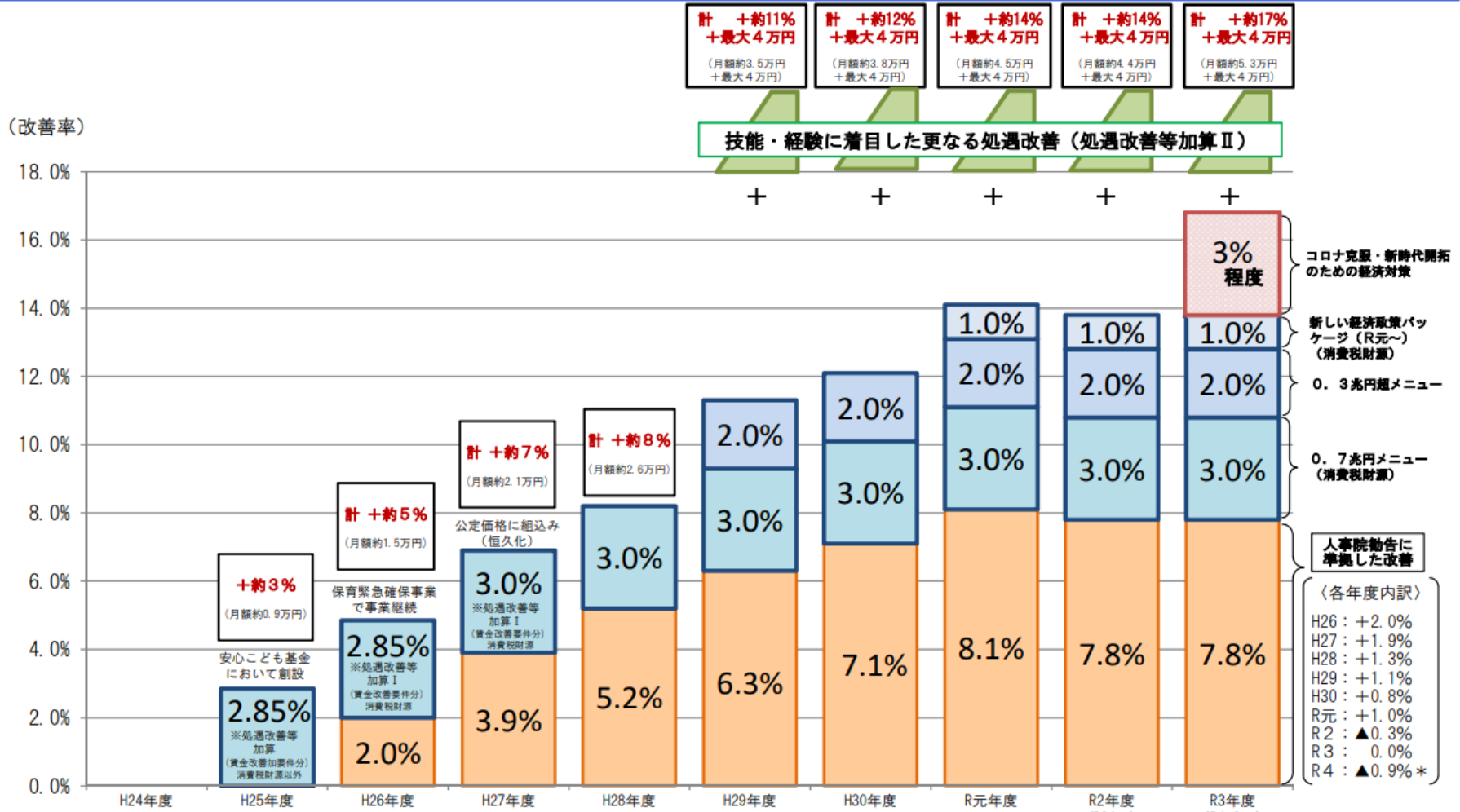


保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し (恒久化)
 (*) 令和4年度においては、人事院勧告に準拠した公定価格の減額分 (▲0.9%) については、9月までは令和3年度補正予算により3%程度の処遇改善に上乗せ補助。10月以降は令和4年人事院勧告を踏まえて対応する予定